

# NPO 法人ワークショップひなたぼっこ

## 出張旅費規程

(適用)

第1条 この規程は、社員が社命により出張を行ない、職務を指示どおり遂行した場合の出張旅費等について定めたものである。

(出張の区分)

第2条 出張は日帰り出張、宿泊出張の2種類とし、その定義は以下の各号に定めるところとする。

①日帰り出張

勤務地より片道100kmを超す地域に出張し、宿泊を必要としない出張をいう。

②宿泊出張

宿泊をしなければ出張の目的を達成出来ず、理事長の承認を得た出張をいう。

(旅費の定義)

第3条 本規程でいう旅費とは以下の各号のものをいう。

① 交通費

② 日当

③ 宿泊費

(交通費、日当、宿泊料)

第4条 交通費は以下の各号のとおりとする。

① 理事 グリーン車相当の運賃の実費

② その他の社員 普通運賃の実費

2 日当は出張の日数に応じ、宿泊料は実際に宿泊した夜数に応じて下記の通り支給する。ただし、車中または船中に宿泊した場合は、宿泊料を支給しないで寝台料金の実費を支給する。

区分	日帰り日当	宿泊日当	基準宿泊費
理事	3,000円	6,000円	10,000円
管理職	3,000円	5,000円	8,000円
一般職	2,000円	4,000円	8,000円

3 宿泊料について、事前に理事長の許可を得た場合は基準宿泊費を超える費用の発生を認めるものとする。

(出張の経路等)

第5条 出張の経路とその利用交通機関は、経済性を重視して選ぶことを原則とする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでないが、事前に上長の承認を得るものとする。

(自動車による出張)

第6条 自動車使用に伴う高速道路・有料道路の料金、駐車場代、燃料代その他必要な経費の実費を支給する。

2 燃料については、出発地点から目的地までの距離において、1km 当たり 35 円を支給する。

3 同行出張の場合、使用自動車の所持者のみに経費の実費を支給する。

(長期出張の取り扱い)

第7条 同一地に長期間(1週間以上)出張したときの旅費は状況により、この規程によらないことがある。

(その他の費用の取り扱い)

第8条 出張中、やむを得ずタクシー等を利用した場合あるいは社用のために、要した通信費、運搬費等については請求により実費を支給する。

(出張中の災害の取り扱い)

第9条 出張中災害に遭い、または傷病のため滞在を必要とした場合は、治療および滞在中に要した実費の全部または一部を支給する。

(傷病者の家族の旅費の取り扱い)

第10条 出張中傷病にかかり、滞在を必要とする者の家族が看護のため滞在地に旅行する場合は交通費、宿泊料の実費を支給することがある。

(死亡者の遺族旅費の取り扱い)

第11条 出張中死亡した場合で遺族が死亡地に旅行する場合は前条を適用する。

(時間外勤務の取り扱い)

第12条 出張旅費を支給する者については時間外勤務の取り扱いは行わない。

(出張期間中における休日の取り扱い)

第13条 出張期間中に休日がある場合は以下のとおり扱う。

① 業務活動を行った場合

日当、宿泊費等通常のとおり支給する。出張日報により上長が承認したときは休日勤務とみなして振替休日を認める。ただし、休日を移動のみに使用した場合は休日勤務としない。

② 業務活動を行わなかった場合

宿泊費のみを支給する。日当は支給しない。

(出張手続および仮払)

第14条 出張をする場合はあらかじめ「出張予定表」を作成し、上長に提出しなければならない。そして、その承認を得たものに対して旅費の仮払をする。

(帰社報告)

第15条 出張者が出張より帰社したときは、所定の「出張報告書」を作成し直ちに所属長、もしくは社長へ書類を提出しなければならない。

(出張報告および精算)

第16条 出張の報告および旅費の精算は、出張報告書および出張旅費明細書を作成し、上長の決裁を経て、経理にて帰任後5日以内に精算しなければならない。

(証明書等の提出義務)

第17条 出張者が業務上、余儀の支出をなし、その精算を行なうときは、その支出に伴う領収証を提出しなければならない。領収証等支払いを証明するものがない場合は原則としてその支出は自己負担とする。

(その他)

第18条 本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

第4条2項を以下の通り変更する。

日帰り日当 理事10,000円を3,000円に、管理職10,000円を3,000円に、一般職10,000円を2,000円に変更。

宿泊日当 理事10,000円を6,000円に、管理職10,000円を5,000円に、一般職10,000円を4,000円に変更。

この規定は、令和2年9月1日から施行する。